

今後の保育施策推進のための保育所の役割について（方針）

【平成 19 年 8 月制定】

－子育て支援の充実とより良い保育環境の実現に向けて－

1. 方針策定の趣旨

本市においては、合計特殊出生率が全国や宮城県を大きく下回っており、少子化が進行している状況にある。このような中、就労形態の多様化や保護者の子育てに対する意識の変化等により、延長保育や一時保育など保育ニーズはますます多様化してきており、一方、社会福祉基礎構造改革により、保育所の入所の仕組みが措置から保護者の選択制に変わるなど、保育を巡る状況は大きな変化を見せている。

本市の保育施策は、「仙台市すこやか子育てプラン」に掲げる基本目標の達成に向け、具体的な行動計画を策定し、取組みを推進しているが、今後の少子化の進展、多様化する保育ニーズ、長期的な将来需要等を踏まえ、子育て世代が安心して子供を産み育てる環境を確保するためには、これまで以上に充実した保育施策を効率的に実施していくことが重要である。

また、家庭や地域における子育て支援機能が低下し、子育てに対する不安や負担感が増大する中で、保育所は地域の身近な子育て支援施設として、全ての子育て家庭を支援していくことが求められている。

現在、「第3期行動計画（平成17年度～平成21年度）」の計画期間中であり、その着実な推進を図る一方、特に深刻化している問題に対応するため緊急度の高い事業で主に平成19年度に取り組むものを、仙台市緊急少子化対策『子育て支援アクションプログラム』として取りまとめ、子育て支援室の整備や訪問型子育て支援事業など種々の子育て支援策を重点的に実施していくこととした。

本方針は、激しい環境変化の中にあって、効率的で柔軟な民間保育資源を活用することにより行財政運営の効率化を図りながら、本市の保育施策を総合的に推進するため、仙台市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の意見を踏まえ、今後の保育所の果たすべき役割についてその方向性を示したものである。

2. 方針の取組期間

本方針は、今後10年間を目途に取り組むものとする。なお、保育需要等の社会状況の変化や保育サービス提供事業者の状況、施策の進捗状況等を検証し、適宜必要な見直しを行う。

3. 保育を取り巻く状況

少子化が進行し児童数の減少が予測される一方で、保育所への入所希望者は増加傾向にあり、待機児童解消に向けて保育所整備を推進してきた結果、平成19年4月現在では、認可保育所として66箇所の民間保育所が整備された。本市の全認可保育所の約6割を民間保育所が占めている。

民間保育所は、利用者の求める保育ニーズへの対応として、延長保育や一時保育、休日保育など多様な保育サービスに努めてきたほか、施設の新設・増設、定員の弾力化など、その柔軟性、機動性を発揮することにより入所枠を拡大し、待機児童の解消に寄与してきた。

一方、公立保育所は、昭和40～50年代において、都市の急激な発展に伴う保育ニーズの増大に対応するため整備を進めてきた経緯があり、その蓄積された経験とノウハウを活かし、保育の質の向上に取り組むとともに、障害児保育や児童虐待の防止などに積極的に取り組んできた。

また、保育所運営に係る経費を公立・民間保育所で比較すると、人件費等の影響により公立が約3割多くの経費を要している。

今後、本市がより充実した保育施策を効率的に展開していくためには、これまでの公立・民間保育所の果たしてきた役割や経費面での違いを踏まえ、互いの特徴をより一層活かした取組みが重要となる。

4. 保育施策推進のための方向性

地域ごとの待機児童の状況を的確に把握し、民間活力による保育所整備や様々な保育資源を活用して待機児童の解消を図るとともに、行政として果たすべき役割を考慮しつつ、保育所機能の充実に努めながら、さらなる地域子育て支援の充実、保育の質の向上及び配慮を必要とする児童等への対応の強化に取り組む。

(1) 地域子育て支援の充実

今後の保育所は育児に関する専門性を活かし、在宅子育て家庭を含む地域の全ての子育て家庭の支援をより一層強化する必要がある。それぞれの利用者のニーズに応じた適切な支援を提供できるよう、訪問型子育て支援等の新たな事業を展開するなど、地域子育て支援の充実を図る。

また、地域の子育て支援は、保育所のみで対応できる問題ではなく、地域全体で取り組むべき課題であることから、区内の保育所のネットワークの構築や区保健福祉センター、発達相談支援センター（アーチル）、児童相談所等との緊密な連携を図るとともに、より身近な地域においては、保育所と幼稚園、児童館、市民センター及び子育てボランティアなど地域資源との連携・協力を図り、地域における利用者のニーズに応えていく。

(2) 保育の質の向上

外部の専門家による巡回相談等により保育士等に対するきめ細やかな支援体制を構築するとともに、保育所における経験豊富な人材を活用し、人材育成機能の充実強化に取り組むことにより、市全体の保育の質の向上を目指す。

① バックアップ体制の整備

規制緩和により保育所についても様々な経営主体の参入が見込まれることから、経験の少ない経営主体が運営する保育所への定期的な巡回相談などを通して、保育の質が確保されるよう、きめ細やかな支援体制を整備する。

② 保育専門技術向上支援機能の構築

特別な支援を必要とする児童など一人ひとりの特徴を踏まえたきめ細やかな保育を実現するために、発達臨床学等の外部の専門家による巡回相談等、保育士への支援機能を導入する。

③ 人材育成機能の充実強化

保育所における経験豊富な人材を活用し、経験の少ない保育士や認可外保育施設等の職

員への指導・相談にあたる支援機能を構築するとともに、研修や保育研究の充実を通じて人材育成の強化を図る。

(3) 配慮を必要とする児童等への対応の強化

障害児保育の対象となる児童や発達障害（LD※1）、ADHD※2）、高機能自閉症※3）のある児童及びアレルギー症のある児童など特別な支援を必要とする児童への地域におけるきめ細やかな対応並びに児童虐待の防止が図られるよう、関係機関や地域資源と連携・協力し、保育所が有する専門知識、経験、人材を活用して配慮を必要とする児童等への対応を強化していく。

① 障害児保育や特別な支援を必要とする児童など養育困難ケースへの対応

障害児保育の対象となる児童や特別な支援を必要とする児童が増加していることから、保育所が有する知識・経験・人材を活用し、専門的な育児支援にあたるなどきめ細やかな対応を図るとともに、関係機関や地域の保育資源と連携・協力し、地域における対応を強化する。

② 児童虐待の防止への対応

保育所は、入所児童との日々の保育や保護者との関わりの中で、また、在宅子育て家庭への地域子育て支援を通じて、児童虐待を発見しやすい立場にある。今後も児童虐待を未然に防ぐために保護者への相談・支援にあたるるとともに、関係機関等との連携を強化する。

こうした施策を推進するため、地域内の保育資源との連携・協力を図り、子育て相談や預かり保育等の速やかな情報提供など、利用者のニーズに応じていくとともに、配慮を必要とする児童等への対応の強化などの役割を担う保育所を一定の地域内（概ね2中学校区程度）に1箇所程度整備していく。

また、区内の保育所のネットワークの構築に取り組み、地域子育て支援の充実を図るとともに、バックアップ体制の整備並びに人材育成機能の充実強化など、保育の質の向上を担える機能の構築について検討していく。

-
- ※1) LD：学習障害。得意なことは年齢相応にできるのに、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難が見られると言われています。
※2) ADHD：注意欠陥／多動性障害。個人差があるが、年齢には不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動が見られ、日常の学習や生活場面で支障をきたすような行動が見られると言われています。
※3) 高機能自閉症：知的の遅れを伴わない自閉症をいいます。①人と社会的関係をつくることがうまくできない。②コミュニケーションがうまくとれない。③興味・関心が狭くこだわりがある。と言われています。

5. 公立保育所の建替え等

築25年以上の木造公立保育所は、耐用年数を経過しており、児童の安全・安心、より良い保育環境を確保していくために、老朽化する公立保育所の建替え等を計画的に実施していく。

これまで民間保育所は効率的な運営を行いながら多様な保育サービスに努めてきたほか、施設の新設・増設においてその柔軟性、機動性を発揮してきており、一方、公立保育所は経験とノウハウを活かし、市全体の保育の質の向上に取り組んできた。建替え等にあたっては、これら公立・民間保育所の果たしてきた役割や経費面での違いを踏まえた効率的な取組みが求められていることから、下記を基本とした整備を進める。

- ア. 建替え等にあたっては、効率的な運営と柔軟性、機動性をより発揮しうる民間の力を活用して保育所を新設し、当該公立保育所を廃止する「民設民営方式」を基本とする。
- イ. 本方針の取組期間中において、上記4の方向性に示す一定の地域内に整備する保育所については、民間保育所での対応ができない場合、「公設公営方式」によるものとする。
- ウ. 耐用年数に至っていない鉄筋コンクリート造や比較的新しい木造の公立保育所で、上記アとイを踏まえ、さらに民間事業者への移管がふさわしいと判断した保育所については、既存の施設を民間事業者が運営する「譲渡（移管）方式」とする。
- エ. 建替え等にあたっては、どのような手続きや手法で進められるべきかという基本的なルール（ガイドライン）を策定するとともに、広く公表し、保護者等の理解を得ながら進めていく。